

第27回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和5年9月26日(火) 午後2時00分～午後3時21分

2 開催場所 ありえコレジヨホール 2階大会議室

3 出席委員
(農業委員)

1番 太田香代子	2番 廣瀬博一	3番 伊崎美代子	4番 木下勝徳
5番 小川一英	6番 植木健太郎	7番 楠田耕三	8番 平 光正
9番 中野裕二	10番 本多利任	11番 山下勝也	12番 山崎伸吾
13番 寺田健蔵	14番 水田 勇	17番 馬場正国	

会長 中川繁憲

(農地利用最適化推進委員)

20番 田中芳邦	21番 野原重光	23番 田中八郎	24番 本多正敬
25番 増田孝徳	26番 北岡新市	27番 内田一郎	28番 末吉秀明
29番 神崎好史	30番 中村康弘	31番 石橋浩昭	32番 石橋正浩
33番 山口俊一	34番 松尾和昭	37番 原田久也	39番 浅田修弘
40番 柴内成世	41番 三宅東英	42番 本多晋介	44番 山本敏晴
45番 宮崎陽一	46番 相良栄一郎	47番 本田勝彦	48番 飛永敏博

4 欠席委員
(農業委員)

15番 中村修治 16番 金子初夫

(農地利用最適化推進委員)

19番 吉岡長久 22番 中山秀樹 35番 寺田俊秀 36番 末續公徳
38番 岡田裕弥 43番 宮崎 努

5 議事録署名委員 17番 馬場正国 1番 太田香代子

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 本多 守 円口智仁 塩田一幸
山口朋子

[日 程]

議案第115号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第116号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第117号 農用地利用集積計画の決定について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について
・使用貸借を解約した旨の通知について

事務局（〇〇） 改めまして、こんにちは。

まだまだ暑い日が続きますけれども、皆さん、健康には十分ご留意をしていただきたいと思います。

それでは、定刻になりましたので、第27回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

まだ出席されていない委員の方もいらっしゃいますけれども、本日は、16番金子委員さん、19番吉岡委員さん、22番中山委員さん、35番寺田委員さん、36番末續委員さん、38番岡田委員さん、43番宮崎委員さんの農業委員1名、推進委員6名の方から欠席の届出がっております。

出席の農業委員数ですけれども、16名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いたします。

議長 改めまして、こんにちは。

本日は、第27回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

今年は残暑も厳しく、農地パトロール、大変お疲れさまでございました。やっと朝夕は涼しくなった感じがいたします。新型コロナウイルス感染症も5月8日に5類感染症に位置づけられ、人の流れも大分活発になってきたことから、総会会場を有家庁舎に移行しようと検討していたところでございますが、市内の状況を見ても依然として発症される方もございますし、季節的にはまれではございますが、インフルエンザの罹患の方も多く見られているところで、このようなことから、当面、会場移行については様子を見ることといたしておりますので、委員の皆様にはご理解のほどよろしくお願いいたします。

本日は、ご案内のとおり、総会終了後、地区別研修会を開催することになっておりますので、長時間にわたりますが、最後までよろしくお願いいたします。

事務局長から、農業委員18名中、ただいまの出席委員は現在16名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会が成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に17番馬場委員、1番太田委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第115号 農地法第5条の規定による許可申請について** 番号1より事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） どうも皆さん、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、私のほうから議案第115号 農地法第5条の許可申請について説明いたします。座って説明いたします。

2ページをお願いします。

番号1、深江町の〇〇さんから布津町の〇〇さんへ、深江町〇〇の一部、地目畑、地積680平米のうち495平米、転用の目的、住宅用地、現在借家に住んでおり、申請地を譲り受けて住宅を新築したいということでございます。権利の内容につきましては売買で、許可日からとなっております。

本案件の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当い

たしますので、第1種農地と思われませんが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外規定に該当すると思われま

す。一般個人住宅木造平屋建、建築面積145.74平米です。現状のまま整地し、土留め工事を行い、土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては、ため柵を経由して道路側溝へ放流いたします。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流いたします。資金につきましては、借入金より賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。22日の午前11時頃、〇〇委員さんと〇〇推進委員さん、それと事務局3名の計6名で現地調査に行っていました。場所は、国道251号を島原側の方に行きますと深江町の〇〇神社がありまして、その次の信号を山側に左側に約100mぐらい上った左側の場所でございます。排水につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように、道路の脇に側溝がありまして、それに流すということです。それと、今の正面の山側は、分筆した右側は農地ですね。奥のほうとその左側は同一の農家の方の農地でございます、その同意も得ているということです。それと、その境界が土羽だったり、小さな石でつなげていますので、そこを〇〇推進委員の立会いの下でここを擁壁できちっとするというので、上下の農家の方との話も取れております。それでこれは全く問題ないのではないかと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からご意見はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。ただいま〇〇委員の言われたとおりだと思います。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問はありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県に進達いたします。

次に、番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、3ページをお願いいたします。

番号2、福岡市の〇〇さん、北九州市の〇〇さん、島原市の〇〇さん、それぞれ持分3分の1になります。この3名の方から南有馬町の株式会社〇〇へ、土地、布津町〇〇、地目が畑、面積が1,447平米となっております。転用の目的は、建築土木用資材置場です。申請地を譲り受けて建築土木の資材置場として利用したいということでございます。権利の内容につきましては売買で、時期につきましては許可あり次第、期間は永年となっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域、その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われま

す。露天資材置場は1,447平米となっております。最高0.2mの盛土、最高0.5mの切土をし、整地を行い、一部石積み工事を行い、土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては、浸透性のある排水路と集水柵を新設し、敷地内に浸透させます。汚水・雑排水につきましては発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。22日の10時30分ぐらいに〇〇委員さん、〇〇推進委員さん、それと事務局3名の6名で現地調査に行っていました。場所は、国道251号を深江の方に行きますと〇〇外科があります。それから約100mぐらい行ったところの海側が現地になります。これは一番問題はどこにも排水の側溝がないということでした。それでどうするのかということを知りましたら、先ほど事務局からありましたように浸透性の側溝、そして集水枡を使ってそこで水を全部処理するということでしたので、周りを土羽です。それでのり長が結構6mぐらいあるんですけども、全く雨水で崩れたことがないもので、それで浸透性の側溝なんかをすればここで処理できるのかということかなと思ってまいりました。あとは高さ1m以上材料を積まないというお願いをしてきました。それと一番土羽敷きの境界の石垣がちょっと弱かったので、そこを使えるようにきちんとするというように、事務局から指導がなされていました。皆様方のご審議のほどをよろしくお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員からご説明があったとおりです。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ほかの皆さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。この大体農地というのは元々は畑ですよ。それを今の状態で積み上げた状態になっているんですけども、この申請地のすぐ下は農地なんですよ。見ても分かるように土羽が、大きな土羽があるんですよ。それで今回、土砂置場ということで、多分、今農地であるために水もその中に入らないと思うんですけども、土砂置場となって踏み固めた場合に水が浸透するのは少ないんじゃないかと思っているんですよ。それで下のほうの農地にできるだけ行かないような対策をしてもらわないといけないかなと思っているんですけども、どうでしょうか。

議長 事務関係の質問でございますが、現地調査委員のほうから、〇〇番〇〇委員、いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。全く〇〇委員が質問されたとおりの質問をしました。そしたらこちらの3ページの図で分かるように、コの字型に土羽の天端よりも1m下がったところにコの字型に集水枡とU字溝、浸透するU字溝を入れるということと、そこに全部土羽の天端、土羽の端からも真ん中からも水が流れるようにある程度の勾配をつけてそこで全部水を受け止めるので大丈夫ですと言われました。大丈夫です。私も気になったところですけども、今までただ全く私が見て回ったように土羽も崩れていなかったもので、それでいいのかなと私は判断してきた次第です。

以上です。

議長 ここは舗装か何かされている、そのままの状態ですか。

〇〇番〇〇委員 そのままです。

議長 そのままの状態ですか。

これだけため枡、集水枡を設置しておられるんですが、それで大丈夫かという確認は計画なかでありますので、そういう対策をされているということですけども、それでいかがでしょうか、〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 行政の方がそう言われるのであれば仕方ないと思います。

以上です。

議長 よろしいでしょうかね、一応対策はされているということですので。

ほかにご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。浸透性のU字溝というのは見たこともなければ、ちょっと理解に苦しむんですけども、理解できるように説明できたらありがたいんですけども。今までもあまり出てきたことがない気がするんですけども。

議長 事務局、よろしいでしょうか。

事務局(〇〇) 浸透性の先ほどからU字溝というお話ですけども、実はU字溝という表現ではなくて、浸透性のある排水路ということで、U字溝を入れてするのではなくて排水路を設けると。この中に下のほうに浸透するようにこれを入れたりとか、そういった浸透させるというやり方なんですね。ところどころにそれと集水柵を入れてそちらからも浸透するような柵になっているということでございますので、全部でその柵自体も7か所入れる予定ということになっております。以上でございます。

議長 U字溝でなく、これは素掘りという考え方でよろしいでしょうか。

事務局(〇〇) 素掘りではなくて、周りもちゃんと固めるような形の排水ということで、ただ下のほうが開けてあって、そしてそこから浸透させるようにちゃんと入れて石を入れてもらったりという。

以上でございます。

議長 今の説明でありましたけれども、理解できますでしょうか。

〇〇番〇〇委員 写真とかあったら分かりやすかったんですけども。

議長 そうですね。まだ計画段階でありますので。

〇〇、今の質問について。

事務局(〇〇) 浸透性の今のお話ですけども、浸透性の道路舗装というのを聞かれたことはないですかね。ありますね。じゃ、簡単に言えば普通のアスファルトは目が小さいので水をはじいてくんですね。中の粒子をちょっと大きくして粗くすればそこから水が下にしみ込んでいく、大まかに言えばそういう構造ということです。写真はなしですけども、私の説明でお分かりいただければと。

議長 そういうことだそうですので、こういう案件は多分初めてじゃないかなと思います。出来上がったときにどれぐらいのあれか確認をしていかなければとは思っておりますけれども。

ほかにも皆さんから何か質問はありませんか。

よろしいでしょうかね。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当とし、県へ進達いたします。

次に、番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、4ページをお願いいたします。

番号3、布津町の〇〇さんから深江町の〇〇さんへ、有家町〇〇、地目が畑、地積が457平

米です。転用の目的は露天資材置場用地です。建設会社を建設されており、申請地を譲り受けて資材置場として利用したいということがございます。権利の内容については売買で、許可あり次第、永久となっております。

なお、隣接の〇〇につきましても、宅地ですけれども、こちらは246.1平米ありますが、こちらと一体利用ということになります。

なお、その宅地につきましても、建物を既に取り壊されておりますのでお知らせいたします。

あと、本案件の農地区分につきましては、おおむね500m以内に市役所（〇〇庁舎）がありますので該当いたしますので、第2種農地と思われます。露天資材置場合わせて703.1平米となっております。現在そのまま整地し、砂利を舗装して土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては、排水路を経由し、道路側溝へ放流いたします。汚水・雑排水は発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。9月22日10時より現地へ行きましたが、依頼人が来る途中に〇〇を起こしたということで、11時30分より〇〇委員さん、〇〇推進委員さん、事務局3名で現地を見てまいりました。場所は、〇〇庁舎より〇〇の方に約300m行った〇〇橋の手前から20メートルほど南に下ったところでした。雨水に関しては、北側と南側の真ん中を両勾配を通過して、北側のほうには既存の住宅がありましたので、既存の排水溝がありまして、南側のほうはU字溝を設置して道路のほうの水路に流すということで、何ら問題がないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からご意見はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほど〇〇委員さんから説明がありましてとおり、特に問題はないと思います。道路にも流れないようにということは事務局からお願いしたということでもございましたので、雨水のほう、土砂についても何もないようにされると思いますので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、5ページをお願いいたします。

番号4、南有馬町の〇〇さんから南相馬町の〇〇さんへ、有家町〇〇外1筆、地目が田、合計は1,012平米となっております。転用の目的、個人住宅用地及び進入路となっております。申請地を親から譲り受けて進入路を含めて住宅を建築したいということでもございます。権利の内容につきましては、使用貸借を設定して許可あり次第30年間となっております。

本案件の農地区分は、おおむね300m以内に〇〇庁舎がありますので、第3種農地となります。二世帯住宅木造2階建て、建築面積236平米となっております。宅地部分の面積が597

平米です。宅地及び農地への進入路の面積が415平米となっております。最高0.3mの盛土、最高0.15mの切土をし、整地を行います。ブロックで土留め工事を行い、土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては、新設される側溝を経由して既存の水路へ放流いたします。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽と申請地の側溝を経由して、これも同じ既存の水路へ放流いたします。

なお、放流先の水路につきましては、市建設部管理課と協議をされて協議済みとなっております。資金につきましては、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも9月22日午前9時25分頃から〇〇委員さん、〇〇推進委員さん、事務局3名で現地を見てまいりました。場所は、〇〇庁舎のすぐ真裏になります。雨水・汚水に関しては、西側の進入路に沿ってU字溝を新設するというので、そのU字溝に流すということで、日照に関しては、東側の農地がこの地主さんのお母さんの農地ということで、別に問題ないということで、北側のほうが新設される宅地から約4m以上離れておるということでしたが、その農地の地主さんには了解を得ているのですかと話をしたら、まだ何も言っていないということだったので、了承を得てくださいということをお話をまいりました。特に問題はないかと思って見てまいりました。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 西側のU字溝に雨水は流すということですね。

〇〇番〇〇委員 そうです。

議長 そのU字溝の末流はこの進入路の横の川にある、そのままつなぐということですか。

〇〇番〇〇委員 途中まで南側のほうにU字溝がありまして、今、手前のほうに何か、奥のほうのアパートのほうにU字溝が新設されているんですけども、その雨水を南側のほうの既存のU字溝を通して水路に流してあるんですけども、今度新しく新設されるU字溝をそれに接続して排水路に流すということです。

議長 流末は水路に流れるということですね。分かりました。

現地調査からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほど〇〇委員さんから説明があったとおりでございます。家のほうには3mほどの進入路を、ずっと造って東側の奥のほうにも進入路を造るということのようでした。それで家の下側のほうの、今先ほども説明がありましたように4m程あるということでございますので、周りの日照については問題ないと思います。雨水排水のほうは〇〇委員から説明があったとおりで、排水の案では南側のほうにありましたので、そっちのほうにつないでいるということだったので、問題ないと思います。

議長 北側の農地のほうに同意を求めるということで、現地調査委員からの意見がありましたけれども、事務局のほうにその問いの連絡は来ておりますか。

事務局(〇〇) 現調のときにその北側の農地の方にお話をされていることはお伺いしているんですけども、今、行政書士を通して聞いたところ、まだお話ができていないということでしたけれども、まだ会えてないということみたいです。すみません。

議長 同意を求めるということで意見がありましたので、そういうふうにしてお願いしたいと思いませんけれども。

ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 すみません、大体一般住宅やったら500平米ぐらいとなっていると思うんですけども、今回この進入路も含めてなんですけれども、この住宅がもう600平米近くあります。条件、進入等だったら1,000平米でもオーケーということなんです。

議長 これは二世帯住宅ということで、一般住宅の1世帯が、2世帯は1,000平米ですよね。事務局、そこのところ詳しくお願いします。

事務局(〇〇) お答えいたします。

通常の一般個人住宅につきましては、500平米未満という基準がありますがけれども、今回はこちらが二世帯住宅ということになっております。二世帯住宅につきましては、1,000平米未満というのが基準になりますので、それで範囲内になるということです。

議長 よろしいですか。

一般的には大体500平米のあれですので、そういうのがほとんどだと思うんですけども、二世帯ということで1,000平米未満ということでございます。ほかの委員さんから何かありませんか。

(「なし」との声)

ほかにご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

異議なしと認め、よって、許可相当として県に進達いたします。

次に、番号5について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、6ページをお願いいたします。番号5です。

南有馬町の〇〇さんから有家町の医療法人〇〇で、土地が有家町〇〇、地目が田、面積が862平米となっております。転用の目的は露天駐車場用地です。〇〇クリニックの来院者及び職員用の駐車場として利用したいということでございます。権利の内容につきましては、賃貸借権を設定して期間が20年となっております。

本案件の農地区分は、おおむね300m以内に〇〇庁舎がありますので、第3種農地とされます。先ほどの議案第115号の4で説明した案件の隣接地になります。駐車場、アスファルト舗装の面積は862平米です。来客用8台、従業員用12台の計20台分を確保いたします。最高0.3mの盛土、最高0.15mの切土をし、整地を行います。擁壁等で土留めをして土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては、新設の側溝を経由して既存の水路へ放流予定となっております。先ほども申しましたとおり、放流先の水路につきましては、市の建設管理課との協議が終わっております。

なお、資金につきましては、借入金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも9月22日1時35分より、〇〇委員さん、〇〇推進委員さん、事務局3名で現地を見てまいりました。場所は、先ほど報告しました住宅地のすぐ下になります。それでアスファルト敷きで駐車場にしたいということで、雨水に関しては、先ほど説明があったように、こちらにも新設のU字溝と既存のU字溝のほうに勾配を取って、そちらのほうに雨水は流れるようにするというので、問題がないのかと見てまいりました。

ただ一つ、先ほど言いましたように、一番南側からすぐ上のほうに、U字溝が見えているんですけども、そこはもう撤去してアスファルトを敷くということでしたが、ここのほうのアー

トのところから水がずっと湧いている状態で、これがどこから湧いているのか私たちも見ただけでは分からず、これは多分底を透いて流れていって、その畑の底を透いて流れ込んでいるような状態で見てまいりましたので、その工事をされるときに一応確認をされて、もしよければ今の南側の住宅地のところにU字溝を設置してもらって、その水の湧いているところのそこからU字溝を通してもらえるようにして新設する排水口に流れるようにしたらどうでしょうかとお願いをしてまいりました。ほかは特に問題ないと見てまいりました。

以上です。

議長 現地調査委員から報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほど〇〇委員のほうから説明がありましたとおりでございます。特に問題ないと思います。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。申請地は前の住宅地と一緒に、例年農地パトロールしておる中でちょっと荒れておったんですけれども、今回の農地は割ときれいになっておるなというのは感じておりました。そういう中で住宅地については建築基準法上の道路であればいいんでしょうけれども、今回は、この場合は駐車場用地ということなんですけれども、公道に接続してはあるんでしょうけれども、〇〇クリニックの目の前になるんですよね。そういったことを考えると、この駐車場というのは〇〇庁舎をぐるっと回ってこないといけないと。今、道路になっている部分が真っすぐ県道まで接続しておりませんので、ぐるっと回ってこないといけないと思うんですけれども、そういった部分で今回の申請だけでいいのかどうか。

要するに私が言いたいのは、真横に病院があるから、恐らく横のほうと行き来したほうが合理的といえますか、良いような気がするんですけれども、そのためには全体像としてちょっと何か、先ほど水路ですか、言われてあったように橋をかけるとか、そういう形が現実的じゃなかろうかと思うんですけれども、その辺の交通の流れはどうなるのかということと、それを仮に入れるのであれば全体計画の中に記載すべきじゃないかなと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長 事務局、説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、先ほどの案件、説明をさせていただきます。

今、こちらが申請地になりますけれども、今、実は市の管理課との話で、ここに水路が入っています。ここに橋をかけて、ここから〇〇クリニックさんの駐車場から渡っていけるようにということで、今手続がされております。この転用案件があったときにこの許可を出しますということで、管理課のほうからそのようなことで連絡を受けているところであります。

ですので、ここに橋を造るようになりますので、直接この駐車場を通っていくという形になります。

全体的な計画ということなんですけれども、ここが全体的に繋がっていないというのもあるんですけれども、こちらも県のほうにも以前確認したところ、計画はこういう形で出しているんですよということでいただいております。

以上でございます。

議長 〇〇番〇〇委員、よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、事情をお聞きして分かったんですけれども、当然そちらのほうに現実的だと思いますので、そうしたときにもう一度転用自体とすれば直接は関係ないんでしょ

うけれども、それを条件に橋を造るということであれば、何か申請書の中にそういった部分を許可を条件として新設するとか、何かそういう文言を一つ入れておいたほうがいいのかと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長 そうしますと〇〇の〇というところが私道のということですかね。

事務局（〇〇） そうです。私道です。

議長 その下が公道ということですね。

事務局、お願いします。

事務局（〇〇） 先ほどお話のあった申請地のここの道路については、私の道路になっています。実はここら辺まで、この土地については私道なんですけれども、こちら〇〇さんのお母様のほうで私の道路なんです。ここの下の家の入り口のところら辺から下が公道になっているということになっています。

議長 そうしますと、〇〇さんの農地がまだあるということですね、そこは道路はなっている。

事務局（〇〇） そこはもう公衆用道路になって、地目が農地ではないと…

議長 道路になっているんですね。

事務局（〇〇） 雑種地ですけれども、雑種地になっております。

議長 農地ではないということですね。

〇〇番〇〇推進委員、よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今の説明で大まかな概要の計画は分かったんですけれども、そういう事前の計画、全体計画が把握してあれば問題ないと思います。

議長 よろしいですか。

ほかにご意見等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ほかにご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号6について、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、7ページをお願いいたします。

番号6、南有馬町の〇〇株式会社から南有馬町の株式会社〇〇へ、土地、北有馬町〇〇、地目が畑、地積が1,359平米のうち0.38平米となります。転用の目的は、営農型太陽光発電施設用地の一時転用になります。申請地を借り受けて営農型太陽光発電施設用地として利用したいということです。権利の内容につきましては、賃貸借権、許可から10年間となります。

本案件の農地区分につきましては、農振農用地になります。令和2年9月に営農型太陽光設備用地への一時転用の許可があった案件となっております。今回、令和5年10月22日までの3年間の許可期間が終了するため、再度許可を得るための申請となっております。営農型発電設備については、令和3年3月に設置工事が完了して既に設置済みとなっております。

なお、下部の栽培品目につきましては、ブルーベリーとなっております。令和3年9月に定植されて、今年から出荷が始まっており、肥培管理をされており、もう自営もされているということでございます。

これまでと同様、雨水につきましては、自然浸透になっております。汚水・雑排水は発生いたしません。

なお、資金につきましては、既に完成しておりますので新たな費用は発生いたしません。ただし、撤去しなければならない場合の費用については自己資金で対応される予定です。

なお、農用地の一時転用の案件になりますので、農林課より異議がない旨の回答を昨日付でいただいております。

以上になります。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。9月22日2時20分頃から〇〇委員、〇〇推進委員と中川会長と私、事務局4名でこの現場を見てきました。場所は、県道小浜・北有馬線のグリーンロードの一番交わる場所、交差点の。そこから〇〇の方に向かう道路を来まして、そして〇〇公民館、上の方に上がる市道があるんですけども、そこを100mぐらい上に行って、左に〇〇があります。そこを今度はぐっと坂を上って、上に行かないと見えないところですけども、そこに現場があります。

3年前に許可申請を受けて既にブルーベリーを生産されていて、今年初めて収穫をしたけれども、最初、ブルーベリーで大丈夫なのかということで心配しておりましたけれども、予想以上の収穫があって、非常に成績が良かったということで言われておまして、売り先についても資料を見ていただきますと、いろんなところで販売をされているということで良かったんですけども、何せこの許可申請については、非常にこのブルーベリーが4か所で、全体の…、この周りがずっと、そうです。今回は赤の部分ですけども、今見えているあのところも全部ブルーベリーが植わっていて、そしてもっと先の右側のほうは、今度はサカキのほうもしている営農型でやっていたらしくんですけども、それは営農としては十分太陽光をしながら非常に営農としても上手くやっているということなんですけれども、最初の申請が浸透型ということなんですけれども、さっき見てもらったとおり、真っ白な厚手の防草シートを敷いてその上にマットを敷いていますから、これをそのまま例えばゲリラ豪雨とか、今年夏に発生したようなことが起きればその間に道があるんですけども、ここが川になってきて、それがこっちのところの下に民家と集落があって、最初ここができた時にその下の集落の方も非常に心配されたんですよ。そこを全部太陽光にしてしまわれた。ここは元々ミカン畑でしたので、それを太陽光にしてしまうと、非常にその後の排水はどうなるのかということで、その時にも心配をしたんですけども、そこにずっと下の方に、右側に今赤で囲っているところの道の一番上の方、もっと上、ずっと行ってそれを右の方に行ったその下の黒いところがあります。矢印の下、左、前ですね。そこが川のようになっていてその下に堤があります。そこまでは、だから、急勾配のついた道なんですけれども、ここを全体の水がここに浸透型とってしているけれども、実際は全体の水がこの前みたいな長崎県で起きたようなゲリラ豪雨のようなことが起きれば全部流れてしまって、集落の方も心配されるんじゃないかということで言ったんですけども、今、この3年間、そういうことを流れるようなあれは現在のところはなっておりません。それも心配しますので、下のほうにまた水路のほうも新たに整備して一遍に堤までは行かないように、途中を下の方の市道の排水口にも側溝を造っていくようにしましたという事でありましたけれども、管理としては上手くできていて予想以上の成果があるということですけども、一番心配されるのはこれからのゲリラ豪雨があった場合に、これだけの面積が全部防草シートで覆われていて、それが全部浸透するのが見て分かるように薄い浸透じゃないんですが、結構厚いんですね。ですから恐らくこれに集中豪雨というか、あれが来ると全部が水が浸透し切れずに流れてくるんじゃないかということを実は心配したところでは、この点は業者の方も新たに排水路を造ったということでもありますので、営農的に

はうまく順調にいつていますので、ですけれども、排水のところを心配して質問をしましたがけれども、それを懸念して新たに排水を造りましたということですので、これから大きなゲリラ豪雨みたいな、線状降水帯のことが起きてみないとこれで大丈夫なのかというのは、私たちも予測し兼ねないところでありましたので、一応これで営農的には十分、今、3年間でしたけれども、上手くいって随時またブルーベリーもほかのところもずっと収穫が始まるので、来年度からは販路をもっと広げていかないとということでもそっちのほうで心配をされています。営農的には上手くいっているんですけれども、排水についてはちょっと懸念をしまして、でも全体のところは全く問題ないと見てまいりました。

以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番の〇〇委員です。今、〇〇委員が話されたとおり、雨水の排水についてはいろいろ対策を取られているみたいなので、特に問題はないかなと思います。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

事務局、どうぞ。

事務局(〇〇) すみません、説明の中で私1点だけ忘れていました。前回の一時転用の許可につきましては3年間ということでしたけれども、今回は10年間かかっております。こちらにつきましては下部で農業をされる〇〇さんが認定農家を取ったということで、この場合についてはこの太陽光についても10年間の許可が可能ということになりましたので、今回、期間を10年間に延ばしてということで申請が出されているということでございます。

すみません、つけ加えます。

議長 そうすれば地上のほうの太陽光も10年ということですかね。

ほかにご意見はありませんか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今の事務局の説明を聞きまして、〇〇さんが認定農家の資格を取ったということなのですが、差し支えなかったらこの会社でそのまま申請することはされない。なぜこういう別会社でされるのかなという疑問を持ちました、もし差し支えなければ。

議長 事務局、どうぞ。

事務局(〇〇) 農業法人という考え方、こちらの〇〇さんというのは、農地をまず元々今回、借りてされていたところを、今度農地を取得されたという形になっているので地主さんに今なっているんですけれども、農地所有適格法人ということになっていますが、そこでこの法人のほうで農業をする法人になって、上の株式会社〇〇というのは発電のほうの事業をする会社という形で業態が分かれているということです。

以上です。

〇〇番〇〇委員 分かりました。

議長 分離事業ということですね。よろしいでしょうか。

ほかにありますか。

〇〇番〇〇委員、どうぞ。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今回の件もそうですし、6m近くの浸透のシートを敷かれておられます。他のところもそうなんですけれども、一応対策は取られているんですか。もしその対策を超えてというか、何か非常事態というか、崩れたり、そういう事態があった場合はどういうところに質問というか。何かあった場合はどこにお伺いを立てればいいのかと、後学のためにちょ

っと聞きたいなと思うんですけども。

議長 ○○課じゃないですね。

事務局、どうですか。○○課ですか。

事務局(○○) 農地のほうで例えばのり面が崩れたりとか、そういった場合については農地災害になると思いますので、その場合については災害が起きたときに速やかに○○課の○○班ですかね…そちらのほうに教えていただくのがいいのかなとは思いますが。

議長 よろしいですか。

○○番○○委員 その場合は地主さんに問い合わせてもらったらいいんですか、借りている人間ではない。

事務局(○○) 一応転用された農地につきましては、農地の扱いになりませんので、基本的には○○課ではなく、転用行為者の責任において補修なり、対策を取るべき案件になります。その案件につきましては、転用許可申請書の中に被害防除計画というのを付けて頂いておりまして、その中に何らかの問題があった場合には転用行為者の責任で対応しますということの誓約書がついております。

今回の営農型の太陽光につきましては、問題はその責がどちらにあるか、太陽光を設置してから災害なのか、下の防草シートをされたからの災害なのかによって対応が分かれてくる案件になるかと思えます。

議長 よろしいですか。○○番○○委員、いかがでしょうか。

○○番○○委員 ありがとうございます。

議長 ほかに何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ほかにご意見がありませんので、この番号6については、営農型発電設置用地への一時転用許可を認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないと認めます。

太陽光発電施設のうち、転用許可申請については、長崎県下の農業委員会の申合せにより、長崎農業会議に諮問することとなっておりますので、許可相当として長崎県農業会議に諮問することとし、その後、長崎県農業会議の意見を付して県へ進達いたします。

次に、番号7について、事務局、説明をお願いします。

事務局(○○) それでは、8ページをお願いいたします。

番号7、雲仙市の○○さんから加津佐町の○○さんへ、加津佐町○○外4筆、地目はいずれも田、合計の1,278平米、転用の目的、資材置場兼駐車場、建設会社を運営されておりまして、申請地を譲り受けて資材置場と駐車場として利用したいということでございます。

なお、隣接の○○○○番の○○、こちらにつきましては地目が宅地で面積が143平米になりますが、こちらは進入路として一体利用ということになっております。

権利の内容につきましては売買で、許可あり次第、永年となっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に隣接する区域内にある農地の区域、その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われま。

資材置場兼駐車場、進入路を含む面積になりますが、1,421平米となります。内訳としましては、資材置場で938.1平米、駐車場関連につきましては482.9平米となります。事

業用の車、8 t ユニック 1 台、2 t ダンプ 2 台、3 t ダンプ 1 台、4 t ダンプ 1 台、軽トラ 3 台、合計の 8 台が事業用です。あと従業員用としましては、7 台の合計の 15 台の駐車場を確保するというごさいます。最高 0.1 m の切土をし、整地をします。その後、碎石舗装を行い、土砂の流出を防ぎます。汚水につきましては、既存の側溝を経由し、既存の水路のほうへ放流となります。汚水・雑排水につきましては発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。9月22日の午後2時45分頃から〇〇委員、〇〇推進委員、会長、事務局4名、合計8人ぐらいで行きました。場所は、〇〇小学校をご存じでしたら、そこからすぐ真下です。ご存じでなければ、〇〇交差点から来て、小学校から入ったところ。100m ぐらいですかね、多分。〇〇医院と今記載がありますけれども、そこは今、〇〇に変わっております。

で、中身ですけれども、今、軽トラが止まっているところに大きな水路があるんですけれども、それに雨水のほうは行くように、結局もう一つこっち側があるんですけれども、真ん中にももう一つ側溝がありまして、そこから法のほうに勾配をつけて真ん中に寄ってきて左側は左側に行きますけれども、雨水の場合は問題ないかなと見てきました。それから左側に家が、結局南側になるんですけれども、南側になるんですけれども、そこには一応許可は同意は得ているということでした。それでお二方が見たときに資材置場ですので、砂とかほこりが大変じゃないかということで、対策をしてくださいということをお願いをしました。あとはそれぐらいですかね。別にほかに問題はないと見てまいりました。ご審議をお願いします。

議長 現地調査員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 先ほど〇〇委員が完璧な説明をされましたので、問題はないと思います。

議長 ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今申請のあったところに入って行く道路なんです、多分、今説明の中で8 t 車もあるというお話だったんですが、長いことそこを走ったことはないですけれども、前がここに獣医さんがいらっしやっただのでちよくちよく行っていたんですが、その道路は広がっているんでしょうか。8 t 車も入れるんですかね。普通、大概の道は4 t 車規制じゃないですか。

議長 ここは道路の幅員としてはぎりぎりぐらいですかね。それでここに進入するのはバックで入られるということでしたね。そういう説明がありましたけれども。宅地の一部は進入路として確保されている。その進入路の左側のちょうど角に防災無線の柱が立っておりまして、そこは近いうちに撤去になるということでありましたので、幾分か曲がりやすいかなと。進入はバックで入って、バックで出るんじゃないかと思っておりますけれども。

〇〇番〇〇委員、何か説明、補足はありませんか。

〇〇番〇〇委員 そこに防災無線の写真はなかですか。この手前が道路なんですよ。8 t 車は多分通ると思いますけれども、そこを通り過ぎてバックで行くというのを私は聞いたんですよ。それで大体いいですねと言ったんですけれども、慣れているということで、私にはそう説明がありました。会長にはどのように言われたか分かりませんが。

議長 私も全くそのとおりに聞いております。

〇〇番〇〇委員 あと、市道の方から入ってきてバックで駐車場に入れるという。

議長 そういうことでした。

よろしいでしょうか。

それでは、ちゃんと入れれば、それで本当に言われるとおりなら、多分8 t車も入れる道路だろうと思います。

〇〇番〇〇委員 分かりました。

議長 ほかにご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、許可相当として県に進達いたします。

それでは、**議案第116号 農地法第3条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、**議案第116号 農地法第3条の規定による許可申請について**説明いたします。

9ページをお願いいたします。

今月は、区分地上権1件、1,359平米のみとなっております。

それでは、朗読いたします。

(議案第116号 番号1を朗読)

以上のことで、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項のただし書にある例外許可規定の地上権またはこれと内容を同じくするその他権利が設定され、または移転されると認められる場合に該当するものと思われまので、許可がいいかなと思っております。

以上でございます。

議長 この案件は北有馬の案件であります、北有馬の委員さん、いかがでしょうか。

(「なし」との声)

議長 よろしいでしょうか。

意見がないようですので、この区分地上権設定については申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、許可することとし、議案第115号、番号6の5条の一時転用許可日と同日付で許可することといたします。

次に、**議案第117号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、**議案第117号 農用地利用集積計画の決定について**ご説明いたします。

10ページのほうをお願いいたします。

今年度の利用集積計画ですが、賃貸借が新規1件、483平米、再設定が4件、合計の9,464平米の計5件、9,947平米となっております。使用貸借権は、今月はありませんでした。所有権移転が売買が11件、1万9,326平米、贈与が1件の791平米の合計12件、合計が2万117平米となっております。中間管理事業(一括方式分)につきましては、新規が賃貸借権13件、4万1,939平米、使用貸借権が合計で1万1,715平米の計18件、5万3,

654平米となっております。

なお、再設定は、使用貸借権のみの1件の2,720平米となっております。

よって、中間管理事業の合計につきましては、19件、5万6,374平米となっております。

それでは、個別の案件について朗読いたします。

なお、再設定及び一括方式については、朗読を割愛させていただきます。

それでは、10ページをお願いいたします。

(議案第117号 賃貸借権 番号1新規設定、所有権移転 番号6～17を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われま。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問を伺うところでありますが、13ページ、番号18番と19番は出席委員に係る案件でありますので、その部分を除いてご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」との声)

議長 ないようですので、次に、番号19、番号19について審議いたします。

運営に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 それでは、番号18についてご意見はありませんか。18、19ですね。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、支障ない旨の回答でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、支障ない旨の回答をいたします。

次に、番号19についても同じでありますので、支障ない旨の回答をいたします。

〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 ご意見がありませんので、議案第117号のうち、農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、16ページ、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

17ページ、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。

以上をもちまして、議事を終了させていただきます。